

市第2号議案 横浜市市税条例等の一部改正

令和3年度税制改正による地方税法の改正等に伴い、横浜市市税条例等の一部を改正します。

税目・改正項目	改正案の内容										
<p>課税標準の特例措置の創設に伴う課税割合の設定</p> <p>【わがまち特例】 課税標準の特例措置等について、国が一律に課税割合を定めるのではなく、地方自治体が自主的に判断して、条例で決定できるようにする仕組み</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">固定資産税</p>	<p>○ 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税のわがまち特例の課税割合の設定〔市税条例附則第9条〕</p> <p>特定都市河川流域及び浸水被害対策区域において、浸水被害防止・軽減のため、民間事業者が市町村長等の認定を受けて設置した雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置（わがまち特例）が創設されました。</p> <p>これに伴い、次のとおり課税割合を設定します。</p> <table border="1" data-bbox="399 694 1468 918"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象資産（償却資産）</th> <th colspan="2">課税割合</th> <th rowspan="2">課税割合の設定理由</th> </tr> <tr> <th>地方税法</th> <th>本市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象地域において民間事業者が、認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設（貯留槽、透水性舗装、浸透ます等）</td> <td>【範囲】 1/6～1/2 【参酌基準】 1/3</td> <td>1/6</td> <td>民間事業者による施設の設置を促進し、浸水被害対策の推進を図るため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本市の対象地域】 特定都市河川流域：鶴見川流域・境川流域（特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="411 1003 1034 1489" style="width: 45%;"> </div> <div data-bbox="1053 1019 1436 1489" style="width: 45%;"> <p>【鶴見川流域】 鶴見川のほか、矢上川、早淵川、鳥山川、恩田川等の河川が指定。 横浜市のほか、川崎市、町田市、稲城市が流域に指定。</p> <p>【境川流域】 境川のほか、柏尾川、和泉川、いたち川、阿久和川等の河川が指定。 横浜市のほか、相模原市、鎌倉市、藤沢市、大和市、町田市が流域に指定。</p> </div> </div> <p>浸水被害対策区域：横浜駅周辺地区（下水道法に基づき指定）</p> <div data-bbox="418 1556 1040 2049" style="width: 100%;"> </div> <p>【適用】令和6年3月31日までに取得した資産について、新たに固定資産税が課される年度から適用</p>	対象資産（償却資産）	課税割合		課税割合の設定理由	地方税法	本市	対象地域において民間事業者が、認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設（貯留槽、透水性舗装、浸透ます等）	【範囲】 1/6～1/2 【参酌基準】 1/3	1/6	民間事業者による施設の設置を促進し、浸水被害対策の推進を図るため。
対象資産（償却資産）	課税割合		課税割合の設定理由								
	地方税法	本市									
対象地域において民間事業者が、認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設（貯留槽、透水性舗装、浸透ます等）	【範囲】 1/6～1/2 【参酌基準】 1/3	1/6	民間事業者による施設の設置を促進し、浸水被害対策の推進を図るため。								

税目・改正項目	改正案の内容																																				
<p>種別割のグリーン化特例の延長</p> <p>【種別割】 軽自動車の所有者に対し、用途等の区分に応じて、毎年課税するもの</p> <p>軽自動車税</p>	<p>○ 軽自動車税種別割のグリーン化特例の2年延長 [市税条例附則第17条] 軽自動車税種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例について、重点化及び基準の切替えを行った上で2年延長されたことに伴い規定を整備します。</p> <p style="text-align: center;">【改正前】</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">営業用乗用車</td> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">➡</td> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+30%達成</td> <td>50%軽減</td> <td>2030年度基準90%達成</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+10%達成</td> <td>25%軽減</td> <td>2030年度基準70%達成</td> <td>25%軽減</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">軽貨物自動車</td> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">➡</td> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準+35%達成</td> <td>50%軽減</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準+15%達成</td> <td>25%軽減</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>【適用】 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得した軽自動車の翌年度の課税分について適用</p>	営業用乗用車	区分	軽減率	➡	区分	軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	2020年度基準+30%達成	50%軽減	2030年度基準90%達成	50%軽減	2020年度基準+10%達成	25%軽減	2030年度基準70%達成	25%軽減	軽貨物自動車	区分	軽減率	➡	区分	軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	2015年度基準+35%達成	50%軽減	/	/	2015年度基準+15%達成	25%軽減	/	/
営業用乗用車	区分		軽減率	➡		区分	軽減率																														
	電気自動車、天然ガス自動車		75%軽減			電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																														
	2020年度基準+30%達成		50%軽減			2030年度基準90%達成	50%軽減																														
	2020年度基準+10%達成	25%軽減	2030年度基準70%達成		25%軽減																																
軽貨物自動車	区分	軽減率	➡	区分	軽減率																																
	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減		電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																																
	2015年度基準+35%達成	50%軽減		/	/																																
	2015年度基準+15%達成	25%軽減		/	/																																
<p>その他</p>	<p>○ 条例で引用している地方税法の項ずれに伴う改正等、条文整備を行います。</p>																																				